

第 号
年 月 日

様

大田原市長



認定しない旨の通知書

年 月 日付けで申請のありました低炭素建築物新築等計画（変更）認定申請については、次の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしないこととしたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画（変更）認定申請 受付番号 第 号
- 2 申請に係る建築物の位置
- 3 認定しない理由

（審査請求等）

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大田原市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大田原市を被告として（訴訟において大田原市を代表する者は大田原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起できます。